

区画漁業権の免許について

1 区画漁業権

- ・第1種区画漁業権・・・一定の区域内において石、竹、木等を敷設して営む養殖業
- ・第2種区画漁業権・・・土、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業

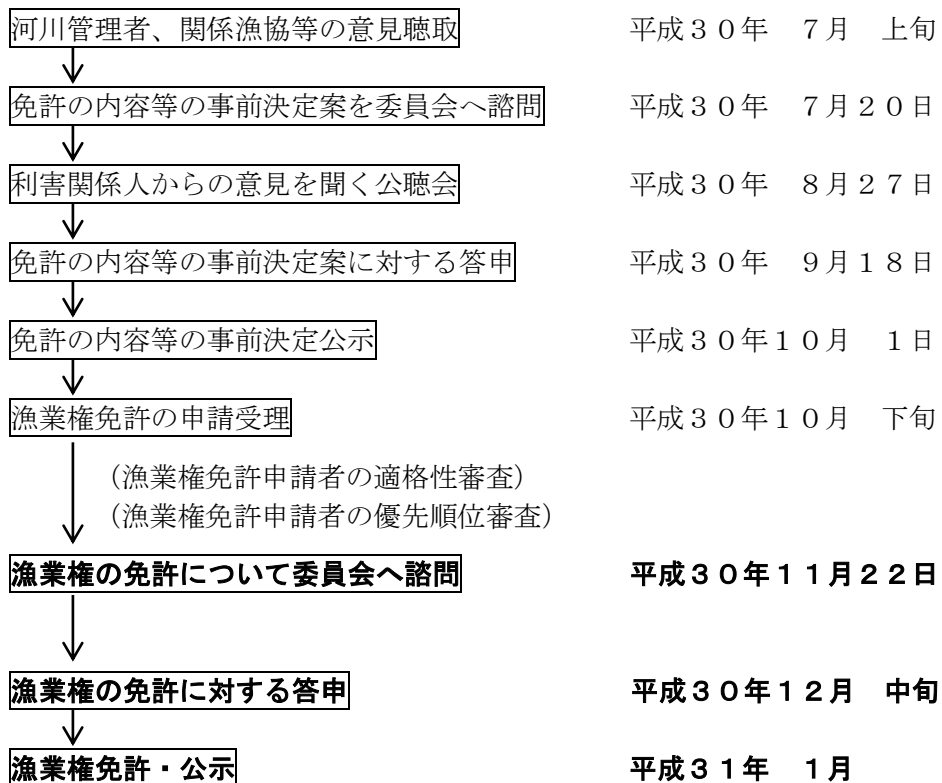
2 区画漁業権の免許状況

漁業権の 免許番号	漁業権者		漁業の種類	漁業の名称
	住所	名称		
内区第1号	茅野市北山 2782	茅野市 池の平土地改良区	第2種区画漁業	ふな、わかさぎ 漁業
内区第2号	諏訪市 渋崎 1792-374	諏訪湖漁業協同組合	第1種区画漁業	こい小割式 養殖業

3 漁業権免許の切替

漁業権免許の存続期間は、共同漁業権が10年、区画漁業権が5年と定められている。区画漁業権については、平成30年12月31日をもって消滅するため、31年1月1日からの新たな漁業権免許をするために必要な事務を行う。免許の内容を定め、それに従って漁業権の免許を申請させ、申請者の適格性を審査し、優先順位に従って免許を行う。

4 区画漁業権取得のためのスケジュール



区画漁業権の免許申請について

1 根 拠

(1) 知事の認可

漁業権の設定を受けようとする者は、知事に申請してその免許を受けなければならない。(漁業法第 10 条)

(2) 委員会への諮問

免許の申請があったときは、知事は、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。(漁業法第 12 条)

2 免許についての適格性(漁業法第 14 条)

(1) 区画漁業権(内区第 1 号)(第 14 条第 1 項)

定置漁業又は区画漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- ① 委員会の投票の結果、総委員の 2/3 以上によって漁業若しくは労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠き、又は漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。
- ② 委員会の投票の結果、総委員の 2/3 以上によって、前号の規定により適格性を有しない者によって、実質上その申請に係る漁業経営が支配されるおそれがあると認められた者であること。

(2) 特定区画漁業権(内区第 2 号)(第 14 条第 2 項)

特定区画漁業権の内容たる区画漁業権の免許については、地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合であって当該特定区画漁業権の内容たる漁業を営まないものは、次に掲げるものに限り適格性を有する。

- ① その組合員のうち地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、地元地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の 2/3 以上であるもの。

3 免許をしない場合(漁業法第 13 条)

- (1) 適格性を有する者でない場合
- (2) 公示(平成 30 年 10 月 1 日付け長野県告示第 532 号)した内容と異なる申請があった場合
- (3) 漁業権の不当な集中に至るおそれがある場合
- (4) 漁場の敷地が他人の所有又は占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき

漁業権免許申請一覧

1 漁業権の免許番号並びに漁業権者の住所及び名称

漁業権の免許番号	漁業権者	
	住所	名称
内区第1号	茅野市北山2782	茅野市池の平土地改良区
内区第2号	諏訪市渋崎1792-374	諏訪湖漁業協同組合

2 免許の内容、制限又は条件及び存続期間

平成30年10月1日付け長野県告示第532号のとおり